

令和6年第1回

東大和市農業委員会総会議事録

令和6年1月25日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

令和6年第1回東大和市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月25日(木)午後2時00分

場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室

招 集 者 東大和市農業委員会 会長 岩 田 高 雄

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会長諸報告について

日程第3 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について

日程第4 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について

日程第5 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について

日程第6 議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている
旨の証明願いについて

出席委員(13名)

1 番 原 章 記	2 番 和 地 毅
3 番 橋 本 訓 夫	4 番 小 林 由 美 子
5 番 杉 本 実	6 番 栗 原 勇
7 番 町 田 悦 郎	10 番 橋 本 翔 吾
11 番 内 野 博 司	12 番 大 熊 和 春
13 番 岩 田 高 雄	14 番 内 野 純 子
15 番 西 川 慶 子	

欠席委員(2名)

8 番 内 野 雄 文	9 番 真 野 春 男
-------------	-------------

出席した職員

事務局 局長 井 上 昌 弘	係 長 眞 中 教 雄
----------------	-------------

(午後 2時00分)

事務局長 定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は、真野春男委員、内野雄文委員から欠席の連絡があり、13名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望者はありません。

以上でございます。

◎会長挨拶

会 長 皆様、こんにちは。

新しい年、令和6年を迎えました。今年1年どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて今年は、新年早々能登半島大地震や羽田空港での航空機衝突事故等、お正月気分も吹っ飛ぶような事件が発生しました。

毎日の報道を見ても地震の被害は凄惨な状況で、言葉では言い表せないような厳しい状態です。17日の農業会議の際に、理事全員が能登半島大地震に寄付をして参りました。

日本は地震大国と言われており、今後関東大震災級の大地震や南海トラフ地震等が想定されておりますので、心配しています。

既にお知らせのとおり、4月1日から登記法が改正されます。内容としては相続等で土地を取得した場合、その事実を知り得た日から3年以内の登記が義務化されます。これを怠ると罰金が課せられ、最低が10万円ということで、登記費用以外の余計な金額がかかってしまうこととなります。

当市でも、生産緑地の相続が発生しても登記がされていない、また農地法3条の届けがなされていない農家さんが数名おります。これについては、早々に相続人に連絡し、登記および農業委員会への届け出を促す必要がありますので、早速取り掛かりたいと思っております。

また、この春先、特に3月は各部会の総会等が控えておりますので、後ほど職務代理から確定しているものについて報告いたします。何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎開会

議 長 ただいまより令和6年第1回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について事務局より報告をいたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第6までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第1号 農地法第3条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第2号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第3号 農地法第5条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、14番、内野純子委員、15番、西川慶子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。

1月10日は、武蔵野市役所に於きまして北多摩地区連合会の理事会が開催されました。内容は、2月5日に行われる北多摩地区連合会主催の優秀農業経営者表彰式典や6年度の諸日

程について協議が行われました。

1月17日は、農業会議の理事会、常設審議委員会、活動検討委員会の3つの会議が行われ、常設審議委員会では、第65回農業委員会農業者大会の運営について協議が行われました。

今年は農業会議が出来てから73年が経ちましたが東京都農業会議の創立70周年記念事業が行われます。これは今年の8月に開催される予定ですが、農業委員の皆様は特に出席する必要はないと聞いております。

また、令和6年度の国土交通省と農林水産省の農業関連に関する施策概要および税制概要について簡単な説明がありました。

報告は以上です。

◎報告第1号

議 長 続きまして、日程第3、報告第1号 農地法第3条の規定による届出2件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

眞中係長。

係 長 報告第1号 農地法第3条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。朗読いたします。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年1月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第1号 農地法第3条の規定による届出2件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第1号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第2号

議 長 続きまして、日程第4、報告第2号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

真中係長。

係 長 報告第2号 農地法第4条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。
朗読いたします。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年1月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第2号 農地法第4条の規定による届出3件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第2号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 先ほどの3条の届出について、既に宅地となっているようですが4条などは今後出てくるのでしょうか。

係 長 同時に5条を届出いただいております。

町田委員 承知しました。

議 長 他にございますが。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第3号

議 長 続きまして、日程第5、報告第3号 農地法第5条の規定による届出2件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

真中係長。

係 長 報告第3号 農地法第5条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年1月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第3号 農地法第5条の規定による届出2件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第3号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第1号

議 長 続きまして、日程第6、議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることについて農業委員会の意見を求める。

令和6年1月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請番号1番につきましては、申請者は相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、芋窪3丁目でございます畑3筆、合計面積は、788㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人の立会いのもと、杉本農地部会長、橋本翔吾委員、事務局が現地調査を行いました。

現在農地では、タマネギ、ナガネギ等を栽培していることを確認いたしました。

続きまして、申請番号2番につきましては、申請者は相続人欄に記載されておりますとおり被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、蔵敷2丁目と立野4丁目にございます畑3筆、合計面積は、2297㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者の子の立会いのもと、杉本農地部会長、橋本翔吾委員、事務局が現地調査を行いました。

現在は、農地では、ハウレンソウ、コマツナ、ネギ、カブ、ノラボウ、カキナ等を栽培していることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いに2件ついて説明をさせていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読および説明をいたしました。本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

それでは、審議いたします。

まず、申請番号1番についてですが、本事案は、私自身が申請者となる事案で、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与が制限されておりますので、一時退席いたします。なお、その間の議事進行は、和地職務代理にお願いいたします。

(岩田会長退席)

職務代理 それでは、申請番号1番について審議いたします。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

職務代理 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

以上で、申請番号1番の審議を終了します。

ここで、岩田会長の議事参与の制限を解除させていただきます。

(岩田会長着席)

議長 続きまして、申請番号2番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議長 以上をもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。これをもって定例総会を閉会といたします。

(午後 2時19分)

東大和市農業委員会会議規則第22条の規定により署名する。

農業委員長

署名委員

署名委員